

## 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あすはの会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 報酬は、法人と委任関係にある役員、評議員及び評議員選任解任委員会等の職務執行の対価として支払われるものである。

### (理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 実費弁償費は交通費の実費とする。
- 5 定款第13条4項及び第26条2項に従い意思表示をした者、またはインターネット等を利用して会議に参加した者は、出席者とみなし報酬を支払う。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2-1及び2-2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 理事が理事会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2-1及び2-2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 評議員が評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2-3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 実費弁償費は交通費の実費とする。
- 5 役員及び評議員が、インターネット等を利用して業務にあたった場合、報酬を支払う。

### (監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条事項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2－3により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 実費弁償費は交通費の実費とする。
- 4 インターネット等を利用して会議に出席、または業務にあたった場合は、出席者とみなし報酬を支払う。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第6条 苦情対応第三者委員への報酬は中立性の確保のため無報酬とする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日の実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の実費弁償費はこれを支払わないものとする。
- 3 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第8条 施設、事業所及び法人本部事務局の職員を兼務する役員は、第3条及び4条を適用せず、法人給与規程に基づき給与を支給するほか、月額30,000円の役員兼任手当を支給する。

（役員等の職務証跡）

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿等（職務証跡）の作成に協力するものとする。

（改正）

第10条 本規程の改正は、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

付 則

1-②役員報酬規程

令和3年6月6日改正

施 行 平成23年 4月 1日

本規程施行に伴い役員報酬規程及び役員等旅費規程は廃止する。

一部改正 平成29年 6月18日

一部改正は令和2年11月22日から施行し、令和2年4年1日から適用する

一部改正 令和3年 6月 6日

別表1 理事会、評議員会及び評議員選任解任委員会への出席（日額）

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	交通費の実費
評議員会出席報酬等	10,000円	交通費の実費
評議員選任解任委員会 出席報酬等	10,000円	交通費の実費
苦情対応第三者委員の 会議への出席	無し	3,000円

別表2-1 役員の業務担当報酬（月額）

名称	月額報酬	業務担当
理事長業務担当報酬	50,000円	理事長業務
副理事長業務担当報酬	40,000円	副理事長（理事長の補佐） 業務
理事業務担当報酬等	30,000円	理事長の指定する担当業務

別表2-2 役員の勤務報酬（日額）

名称	報酬	実費弁償費
理事長の勤務報酬等	15,000円	交通費の実費
副理事長及び理事の 勤務報酬等	10,000円	交通費の実費

但し、施設、事業所及び法人本部事務局の職員を兼務する役員は、規程第3条及び4条を適用せず、職員給与の他、月額30,000円の役員兼任手当を支給する。

別表2-3 評議員及び監事等の業務報酬（日額）

名称	報酬	実費弁償費
評議員業務報酬等	20,000円	交通費の実費
監事監査指導報酬等	20,000円	交通費の実費
苦情対応第三者委員活動	無し	3,000円

別表3 出張旅費

旅費	宿泊費（1泊上限）	交通費その他
実費	12,000円	実費

承認 担保

五

役員氏名

年分出勤簿

\* \* \* 当該月に勤務実績がある方は、その内容を記述、署名捺印後、翌月5日までに法人本部の事務担当までお届けください。